

沿岸広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年10月11日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第8地割131番10地先から127番1地先まで	新	A 7.2~0.4 m	m 72.7
釜石市片岸町第8地割132番1地先から第10地割110番10地先まで		B 71.3~7.0	556.6
釜石市片岸町第8地割131番10地先から第10地割110番35地先まで	旧	A 35.0~1.4	669.8
釜石市片岸町第8地割132番1地先から第10地割110番10地先まで		B 71.3~7.0	556.6
釜石市片岸町第8地割131番12地先から131番8地先まで		D 34.8~0.0	110.7
釜石市片岸町第10地割110番33地先から110番28地先まで		E 64.4~11.3	49.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和元年10月11日から同年11月11日まで